

# 消費者庁 資料

令和3年3月

全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議

## 【目次】

○消費者安全課	1
○表示対策課	12
○食品表示企画課	31

令和2年度全国生活衛生・  
食品安全関係主管課長会議資料

消費者庁消費者安全課



# 消費者安全課の取組について

令和3年3月11日  
消費者庁消費者安全課

# 消費者庁が行うリスクコミュニケーション

消費者庁では、様々なテーマ（放射能／健康食品 / 食品安全全般）、手法等でリスクコミュニケーションを実施しています。

（単位は回数）

主なテーマ	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度※2	テーマ別合計
食品中の放射性物質	45	175	99	99	100	100	108	136	111	60	1,033
牛海綿状脳症(BSE)	—	2	2	—	—	2	—	—	—	—	6
健康食品	3	—	3	2	2	2	5	8	5	1	31
輸入食品	—	3	—	—	—	1	—	—	—	—	4
農薬	—	—	—	1	2	—	—	—	—	—	3
食中毒	—	—	—	—	4	—	—	—	—	1	5
食品添加物	—	—	—	—	—	1	1	1	1	—	4
食品安全全般等※1	—	—	—	—	3	3	21	26	38	19	110
年度別合計	48	180	104	102	111	109	135	171	155	81	1,196

※1 食品には様々な危害要因があり、ゼロリスクはない、といった「食品リスクの考え方」がテーマ。2019年度からはゲノム編集技術を使った食品もテーマとして扱っている。

※2 令和3年2月28日時点



オンラインを活用した  
シンポジウム形式 3



親子参加型の  
イベント形式



大規模な  
シンポジウム形式

# リスクコミュニケーターの養成

地方公共団体等と連携し、科学的に正しい情報を見極め、日常活動の中で情報発信できる人材を養成しています。

## ① 徳島県

「食品安全リスクコミュニケーター養成・食品表示コース」  
徳島県との共催。  
2020年10月～2021年1月(Web講座)。19名を養成。

### 講義内容

講義内容	講師
食品に関するリスクコミュニケーションプロジェクトについて(仮題)	消費者庁新未来創造戦略本部
リスクコミュニケーションに関する基調講演	(特非)食品保健科学情報交流協議会 顧問 関澤 純
食品表示制度	徳島県安全衛生課
食品表示の適正化に向けた取組について	徳島県安全衛生課
HACCPについて	(特非)HACCP実践研究会 幹事・主任研究員 戸ヶ崎恵一
現場の事例紹介(布うずしお食品)	徳島県安全衛生課
消費者の安全・安心につながるスマート・リスクコミュニケーション	(特非)食の安全と安心を科学する会 理事長 山崎 毅
リスクコミュニケーション仮想グループワーク	(特非)食の安全と安心を科学する会
人間のフードチェーンと衛生微生物(仮題)	北海道大学名誉教授・日本食品分析センター学術顧問 一色 賢司

## ② 甲府市

「食品リスクコミュニケーター養成講座」  
甲府市、山梨学院大学、山梨短期大学との共催。  
2020年9月～12月(13日間)。9名を養成。



受講者達を作成したパンフレット

# 食品安全に関する情報提供のウェブサイト

食品安全に関するリスクコミュニケーションをはじめ、消費者が食品安全に関する知識と理解を深めるための取組をウェブサイトで紹介しています。

## ■ 食品安全に関する取組の紹介

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/food\\_safety/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/)

The screenshot shows the official website of the Consumer Affairs Agency of Japan. The page is titled '食品安全に関する取組' (Measures for Food Safety). It features a navigation menu with categories like 'Policy', 'Laws', and 'Publications'. The main content area includes a section for 'New Information (Reports, Topics, etc.)' with several links to recent news items, such as 'Disclosure of information regarding the release of information on "What to eat and what to avoid" (December 21, 2020)'. There is also a sidebar with 'Consumer Safety' and a list of related topics like 'Child safety' and 'Publications'. At the bottom, there is a section for 'Food Safety Basic Law'.

## ■ 食品安全に関する総合情報サイト

<https://www.food-safety.caa.go.jp/>

The screenshot shows the 'Food Safety Information Site' (食品安全総合情報サイト). The page features a large header image of various fresh foods. Below the header, there are sections for 'Topics' (トピックス) and 'Event Information' (イベント情報). The 'Topics' section includes a link to a page about 'Points to consider when using deactivation services at home' (December 1, 2020). The 'Event Information' section features a link to a page about 'What to eat and what to avoid' (December 21, 2020). At the bottom, there is a section for 'Food Safety Measures by Category' (分野別の食品安全の取組) with links to 'Food Additives', 'Agriculture', 'Microbiology', 'Imported Food', and 'Recycling'.

# 食品安全に関する情報提供のためのツール

わかりやすい情報提供のために、パンフレット等を作成し、配布しています。

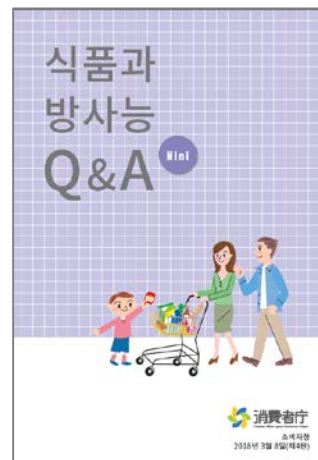
## ■ 放射性物質に関して

食品と放射能  
Q&A

解説冊子  
「食品と放射能Q&A」  
最新：令和2年6月（第14版）

放射線の基礎から、食品中の放射性物質の基準値や検査結果等について、詳しく説明した冊子（平成23年5月初版）

約93万冊配布（福島県内には全戸配布）



解説冊子  
「食品と放射能Q&Aミニ」  
最新：令和2年6月（第6版）

「食品と放射能Q&A」を踏まえ、最新の情報を盛り込み、わかりやすい内容とした簡略版（平成27年より発行）。

英語・中国語・ハングルでも配布（平成30年3月発行、イラストはハングル版）。

## ■ 健康食品に関して



解説冊子  
「健康食品Q&A」  
最新版：令和元年7月（第2版）

Q&A形式で、健康食品を利用する際に注意するポイントをまとめたパンフレット



解説冊子  
「健康食品5つの問題」  
最新版：令和元年7月

健康食品の利用に際して大事な点をコンパクトにまとめ、携帯性を高めたリーフレットを配布



# 消費者庁が行うリスクコミュニケーションの支援

地方公共団体や消費者団体等が行うリスクコミュニケーションの取組を支援しています。

**対象機関：**地方公共団体や消費者団体等

- 対象事業：**（１）食品安全に関する情報提供・意見交換会  
（２）食品安全に関する職員等の研修会  
（３）工場見学等の機会を活用した情報提供・意見交換会  
（４）消費者に食品安全を説明する者の養成研修 等

## 支援内容

	当庁と共催の場合	当庁と共催でない場合
講師	講師の紹介と旅費及び謝金の負担が可能(当庁職員の派遣も可)	講師の紹介 (当庁職員の派遣も可)
会場	借料の一部(又は全部)の負担が可能	—
その他	・参考となる運営マニュアル ・「食品と放射能Q&A」、「健康食品Q&A」の配布 ・効果的リスコミの取組紹介、プランニングのアドバイス※※ 等	

※※は共催の場合に限ります

# 風評被害に関する消費者意識の実態調査の実施

被災県産食品等に関する消費者意識等の把握のために調査を実施しています。これらの調査結果は、誰に対して、どのようなメッセージをどのように伝えたいかといったリスクコミュニケーションの手法について検討するための資料となります。

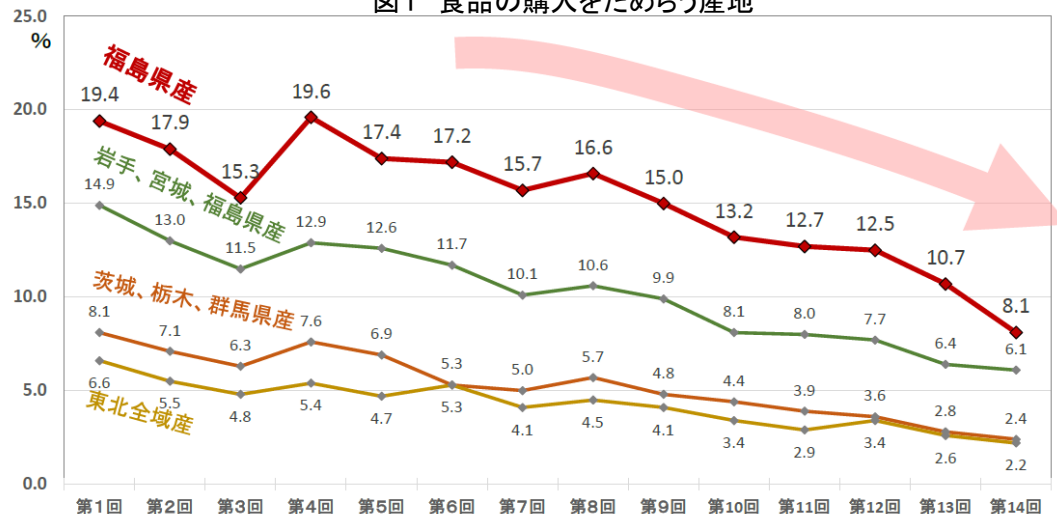
## 調査概要

- 被災県の農林水産物等について、消費者が買い控え行動をとっている場合の理由等を継続的に調査し、今後のリスクコミュニケーションでの説明内容を始めとする各般の風評被害対策及び消費者理解の増進に関する取組に役立てること。
- インターネット調査により、年1回(最新は令和3年1月)実施。パネル調査であるが毎年対象者は異なる。
- 対象者は被災県、被災県産農産物主要仕向け先に居住する、20～60代男女 5176人。

## 主な調査結果

- 福島県産食品の購入をためらう人は、8.1%と過去最少となった。
- その他の産地についても、第4回(平成26年8月)調査以降の減少傾向であった。

図1 食品の購入をためらう産地



※ 全回答者(5,176人)のうち、産地を気にする人が放射性物質を理由に購入をためらう産地として選択した産地の割合

- 【調査概要】被災県と被災県農産物の主要仕向け先の男女(20～60代)約5千人にアンケート調査(インターネット)。
- 第1回(平成25年2月)から第11回(平成30年2月)まで半年毎実施。第14回(最新)は令和3年1月実施。
  - 被災県:岩手県、宮城県、福島県、茨城県
  - 被災県農産物の主要仕向け先:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県

# 食品安全に関する注意喚起

食品に起因する事故を未然に防ぐためにSNS等を活用し情報発信を行っています。

○有毒植物の誤食（平成28年4月、平成29年4月） ○ハチミツによる乳児ボツリヌス症（平成29年3月）

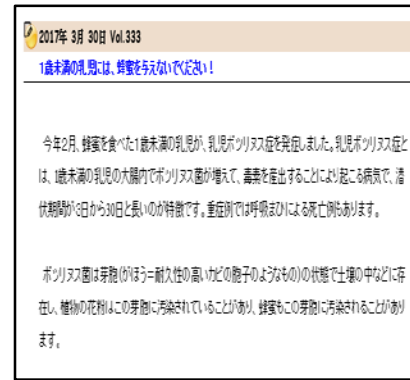
## 【プレスリリース】



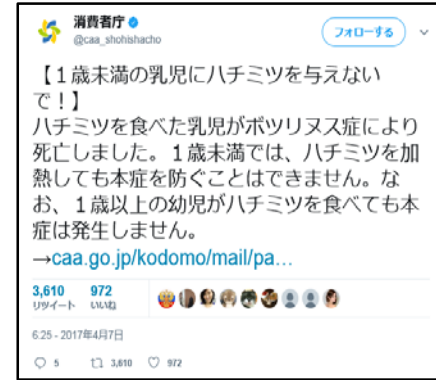
## 【消費者庁ツイッター】



## 【子ども安全メール】



## 【消費者庁ツイッター】

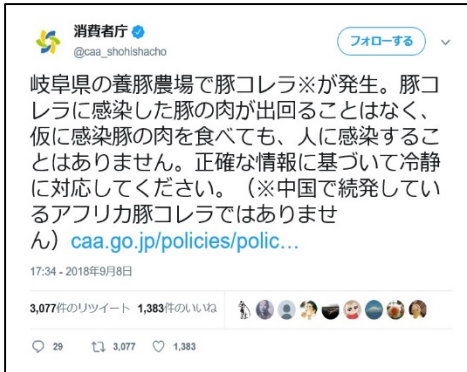


○豚コレラの発生（平成30年9月）

## 【庁ウェブサイトの掲載】



## 【消費者庁ツイッター】



○毒キノコの誤食（平成30年1月）

## 【毒キノコを準備した長官積極発言】



# 消費者庁リコール情報サイト

○関係機関や地方公共団体、事業者等が発信しているリコール（回収・無償修理等）情報を集約し、消費者に情報提供するため、平成24年4月より運用開始（1か月当たりのアクセス数：約100万件）。

※関係機関：国土交通省（自動車）、厚生労働省（医薬品、化粧品、食品衛生等）、経済産業省（家電製品、住居品等）、消費者庁（食品表示）、医薬品医療機器総合機構【PMDA】（医薬品等）、製品評価技術基盤機構【NITE】（製品）など

## ○リコール情報検索

製品カテゴリー、あるいはキーワードによるリコール情報が検索可能

## ○重要なお知らせ

重大製品事故(死亡、30日以上の治療を要する傷病、一酸化炭素中毒、火災等)が発生しているリコール製品のうち、最新のものから8件表示

## ○新規登録情報

新たに登録されたリコール情報を表示

回収・無償修理等情報をお届けします！

このサイトについて 個人情報の取り扱いについて

文字サイズの変更 小 中 大

ホーム 重要なお知らせ 新着情報 高齢者向け 子ども向け メールサービス

すべてのカテゴリー キーワードを入力してください 検索 検索方法について

**重要なお知らせ** 一覧を見る

KOIZUMI セラミックファンヒーター (2013年)	ソコン用バッテリー (2011年8月)	電子レンジ「KRD-KCH-1233 (2013年)	長府「追焚付石油給湯器」(1984年～2001年製) - 点検修

**新規登録情報** 一覧を見る

	2021/01/04	不二食品「珪藻土/スマット」 - 回収
	2020/12/28	アグロワークス「アイスフロンティア 高密度フェイクダウンヒーターベスト」(2020年11月6日～2020年11月6日) - 返金/回収
	2020/12/28	アテックス「電動車いす(ハンドル形) : マイピアスマート、進歩スキップneo」(2020年4月24日から) - 部品交換
	2020/12/28	マルコム「生みそ汁料亭の味しじみ」 - 返金/回収
	2020/12/28	湖池屋「スティックカラマーチョ ホットチリ味」 - 返金/回収
	2020/12/28	九鬼産業「星印純白ネリ胡麻M(ごま加工品)」 - 回収
	2020/12/25	ニトリ「珪藻土製品(2016年12月4日から2020年12月16日まで販売)」 - 返金/回収

**リコール関連ニュースリリース**

- 2020/12/25 消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(電動アシスト自転車)<sup>15</sup>
- 2020/12/22 消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(自転車)<sup>15</sup>
- 2020/12/15 消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(電動アシスト自転車)<sup>15</sup>
- 2020/12/08 消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(ノートパソコン)<sup>15</sup>
- 2020/12/04 消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(電子レンジ、自転車)<sup>15</sup>

**製品安全に関する相談先など**

▼消費者ホットライン<sup>15</sup>  
身近な消費生活相談窓口をご案内します。 188(いやや!)

## ○対象別ページ

高齢者向け・子ども向け用品(子ども向け用品及び食品のアレルギー物質の表示欠落に関する情報)に関するリコール情報を別途集約

## ○リコールメールサービス

日々更新されるリコール情報をメール配信  
全体版のほか、  
・高齢者向けリコール情報版  
・子ども向けリコール情報版を配信

## ○関連情報

リコール関連のニュースリリースや、製品安全に関する相談先、海外のリコール情報などを表示

# 事故情報データベース

- 事故情報データベースは消費者庁に集約された事故情報を公表するデータベース  
⇒令和3年3月20日にシステム更改予定

※システム更改の主な内容

URLの変更 (<https://www.jiko.joho.caa.go.jp/>)、サイトのデザインの変更・スマートフォン表示への対応、セキュリティの強化ほか

## 概要

- 平成21年度（2009年度）以降の製品、食品、サービス等による事故情報を登録

⇒約29万件の事故情報を検索可能

- 掲載内容は、事故発生日、発生場所、事故状況等の事故の概要等、相談者等や受付センター等が特定されない形で公開

⇒当該事故が製品等に起因していることが判明している場合には事業者名、商品名も掲載

- 消費者庁と国民生活センターが連携して運用

## トップページ

事故情報データベースシステム

生命・身体被害に関する「消費生活上の事故情報」を公開しています

トップ ヘルプ よくある質問 お問い合わせ リンク集

文字を標準に戻す 文字を大きくする

### 事故情報データベースシステム

事故情報データベースシステムは、関係機関より「事故情報」「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システムです。  
このシステムは消費者庁と独立行政法人国民生活センターが連携して、関係機関の協力を得て実施している事業です。

#### 事故情報トピックス

注目事故情報	注目事故情報リスト
<ul style="list-style-type: none"><li>ウェアラブル端末(リストバンド型、充電式) <b>[New]</b></li><li>乗客用乗機(セマツクフエーター) <b>[New]</b></li><li>電子レンジ <b>[New]</b></li><li>自転車 <b>[New]</b></li><li>ノートパソコン <b>[New]</b></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>調理器具の事故情報リスト</li><li>自走車の事故情報リスト</li><li>乳幼児の事故情報リスト</li><li>高齢者の事故情報リスト</li></ul>

#### 検索ワードランキング

1 太陽光	6 ヲグネ
2 交通事故	7 モバイルバッテリー
3 火災	8 パワーコンディショナ
4 オゾン	9 次亜塩素酸水
5 柔軟剤	10 次亜塩素酸

#### 事故情報を閲覧する

過去の登録事故情報データベースから、検索・閲覧が可能です。

登録件数(2021年9月～)  
288,322件

複数の単語をスペース区切りで指定できます。同じ入力文字に検索すると、全ての事故情報を検索します。

フリーワード入力

フリーワードで検索する 詳しい条件で検索する

#### 関係機関からの注目情報 お知らせ

- 新型コロナウイルス感染症向け対応G消費者庁
- 食品による子どもの窒息・誤嚥(えん)事故に注意—食器文章や輪蓋を記すお粥も、鶏い豆やナッツ類は5歳以下の子どもには食べさせないで—G消費者庁 **[New]**
- テレワークで高温雑音プラグ・コードの取り扱いは注意—(NITE)製品評価技術基盤機構 **[New]**
- エアヘッドの突突事故に注意(国民生活センター)
- 幼たんぽぽを安全に日々使用しましょう—幼たんぽぽの取扱・監視等によりやけど事故が発生しています—G消費者庁
- 海難事故におけるスマートフォンでの事故にご注意ください—骨折や、持刃型刃物の運搬物も—G消費者庁
- 鏡やガラスで起こる目やん火や火傷—日差しが部屋の奥まで照り込んで発生しています—G消費者庁
- 冬季に浴槽に入る際の事故にご注意ください—入浴槽内での不慮の溺水事故が発生しています—G消費者庁
- 消費者ホトラインG消費者庁

#### 事故情報データベースからの注目の

- 事故情報データベースの皆様のご意見を踏まえながら改善を続けています。  
[ご意見・ご要望をお聞かせください](#)

#### 事故情報データベースからのお知らせ

事故情報詳細画面の表示エラーの復旧について(2021/01/21)

1月21日、事故情報の詳細画面表示画面において発生しておりましたエラーは、11時5分ごろ、復旧いたしました。長時間にわたり表示ができません、ご利用に皆様には大変ご迷惑をおかけしました。

- 検索ワードランキングは平日の朝に更新されます。
- 事故情報データベースのプライバシーポリシーについて
- ご利用上の注意について

令和2年度全国生活衛生・  
食品安全関係主管課長会議資料

消費者庁  
表示対策課食品表示対策室

令和3年2月19日

**新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする商品等の表示に関する改善要請及び一般消費者等への注意喚起について**

消費者庁は、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に乘じ、インターネット広告において、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする健康食品、マイナスイオン発生器、除菌スプレー等（以下「ウイルス予防商品」という。）に対し、緊急的措置として、景品表示法（優良誤認表示）及び健康増進法（食品の虚偽・誇大表示）の観点から表示の適正化について改善要請（別紙1）を行うとともに、SNSを通じて一般消費者等への注意喚起（別紙2）を行いました。

新型コロナウイルスについては、その性状特性が必ずしも明らかではなく、かつ、民間施設における試験等の実施も困難な現状において、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうするウイルス予防商品については、現段階においては客観性及び合理性を欠くおそれがあると考えられ、一般消費者の商品選択に著しく誤認を与えるものとして、景品表示法（優良誤認表示）及び健康増進法（食品の虚偽・誇大表示）の規定に違反するおそれが高いものと考えられます。

そこで、消費者庁では、今般の緊急事態宣言が発出された令和3年1月以降、インターネット広告において、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうするウイルス予防商品の表示について、景品表示法（優良誤認表示）及び健康増進法（食品の虚偽・誇大表示）の観点から緊急監視を実施しているところです。

現在までのところ、インターネット広告においてウイルス予防商品の販売又は役務の提供をしている45事業者による42商品・役務について、一般消費者が当該商品の効果について著しく優良等であるものと誤認し、新型コロナウイルスの感染予防について誤った対応をしてしまうことを防止する観点から、当該表示を行っている事業者等に対し、改善要請を行いました。

また、改善要請の対象となった事業者がオンライン・ショッピングモールに出店している場合には、当該ショッピングモール運営事業者に対しても情報提供を行いました。

消費者庁では、引き続き、不当表示に対する継続的な監視を実施し、法に基づく適切な措置を講じてまいります。

**【本件に対する問合せ先】**

消費者庁 表示対策課

電話：03-3507-8800（代表）

ホームページ：<https://www.caa.go.jp/>

<別紙 1 >

商品又は役務区分	表示されていた効果等
<p style="text-align: center;">           いわゆる健康食品            (カプセル、錠剤、粉末等)  <b>【32 事業者 32 商品】</b> </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンチエイジングにもコロナウイルス対策にも水素サプリメント</li> <li>・ 新型コロナウイルスはマグネシウム不足で発症、ビタミンD、マグネシウム、亜鉛、セレンをビタミンCと同時に摂取することで、ウイルスに対する免疫機能を強化</li> <li>・ 白樺キノコ（チャーガ）をベースにしたコロナウイルスの治療法を発見</li> <li>・ コロナ新習慣、自然免疫をサポートする成分LPS（リポポリサッカライド）を配合したサプリ、感染による重症化を防ぐ効果や感染力を低下させる効果</li> <li>・ 還元発酵乳酸菌は、コロナウイルスの「エンベロープ」という薄い膜に対し針で刺すような特別の働きをすることで、99.9%以上のウイルスを不活性化、還元発酵乳酸菌エキスが新型コロナを無害化</li> <li>・ コロナウイルスに勝つためには、今大事なのは免疫カアップ、免疫機能を正常に保つDHA・EPA</li> <li>・ コロナ対策新ブレンド、ゲットウ、煎茶カテキン、パパイヤ葉、ネトル、薬草としての効能は、消化器、呼吸器、循環器、感染症など、様々な有用作用に期待</li> <li>・ 新型肺炎でマスクもアルコールも品切れ⇒その対応策にも！ケイ酸塩鉱物、抗ウイルス、ウイルス排除、ウイルス不活化</li> <li>・ プロポリス・免疫カアップ・抗菌作用・コロナ対策に</li> <li>・ 柿渋（柿タンニン）により新型コロナウイルスが不活化（無害化）</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染予防の切札の飴（柿渋）</li> <li>・ 新型には免疫が無いので、誰でもかかる可能性が高い、小麦発酵抽出物は、体内の自然免疫「マクロファージ」の活動を活性化、自己免疫力を高めるのに最高の免疫賦活素材</li> <li>・ 抗酸化食品であるゴマをたくさん食べて新型コロナウイルスの対策を！</li> <li>・ コロナウイルス予防、ごまの脂質に含まれるリノール酸やオレイン酸などの不飽和脂肪酸は、免疫力を高める</li> </ul>



商品又は役務区分	表示されていた効果等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ はちみつの中でもさらに強力な殺菌力をもつマヌカハニー、殺菌効果でウイルス対策、コロナウイルスに負けない為に</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対策にも良いと言われる「大麦β-グルカン」、世界に脅威を与えるウイルスにも免疫力を高め、ウイルスに負けない身体作り</li> <li>・ スイカズラは今、新型ウイルスの治療に効果があると科学者らが明らかにしたことを受け話題沸騰中</li> </ul>
<p style="text-align: center;">マイナスイオン発生器 【6事業者3商品】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス除去にも期待！ウイルス除菌率99%！効果実感！、いま世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス除去にも一定の効果が期待できる</li> <li>・ 新型コロナウイルスの感染力をほぼ消すことのできるオゾンガスを使った医療用物質生成器</li> <li>・ コロナ除菌でウイルス対策を!!お部屋の空気の身のまわりを除菌してウイルスをはねのけよう!!</li> </ul>
<p style="text-align: center;">除菌スプレー (銀イオン、電解水等) 【3事業者3商品】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルスと同じ構造のウイルス97.9%以上除菌、コロナウイルス除菌スプレーついに登場！【第三者機関で実証】新型コロナウイルスと同じ構造のウイルスを除菌！</li> <li>・ 新型コロナウイルス死滅兼用、新型コロナウイルスにも効果があることがテストで明らかに</li> </ul>
<p style="text-align: center;">建材 【1事業者1役務】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス対策に有効？</li> <li>・ 付着したウイルスならば早期に分解してくれます。そのため新型コロナウイルス等の感染症に有効であると注目されているのです！</li> </ul>
<p style="text-align: center;">二酸化塩素加湿器 【1事業者1商品】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ COVID-19にも効果が期待できる、ダントツの殺菌効果</li> </ul>
<p style="text-align: center;">抗ウイルスマットレス 【1事業者1商品】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス/抗菌・抗ウイルス加工マットレス</li> <li>・ ウイルスを吸着して破壊99.99%減少</li> </ul>
<p style="text-align: center;">シャンプーサービス 【1事業者1役務】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コロナウイルス対策</li> <li>・ 皮膚のバリア機能が強固になるので皮膚からの新型コロナウイルス侵入防止になります</li> </ul>

<別紙 2 >

消費者庁ツイッター、フェイスブック

「消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報」公式 LINE

○「新型コロナウイルス予防に効果あり」等の広告表示に注意！！



消費者庁は、新型コロナウイルスの予防効果を標ぼうする商品等の不当表示に対する監視指導を実施しています。健康食品、マイナスイオン発生器等の商品については、当該ウイルスに対する効果を裏付ける根拠があるものとは認められないおそれがありますので御注意ください。

ツイッター [https://twitter.com/caa\\_shohishacho](https://twitter.com/caa_shohishacho)

フェイスブック <https://www.facebook.com/caa.shohishacho>

「消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報」公式 LINE LINE ID : @line\_caa

<参考情報>

○健康食品の安全性・有効性情報

感染予防によいと話題になっている食品・素材について

<https://hfnet.nibiohn.go.jp/notes/detail.php?no=2142>

○新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

消毒や除菌効果をうたう商品は、目的に合ったものを、正しく選びましょう。

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/020418/>

# 新型コロナ等への予防効果等を標ぼうする不当表示等への対応

## 1 景品表示法及び健康増進法に基づくインターネット広告の緊急監視

- ・ 第1報(R2年3月10日) 30事業者46商品
  - ・ 第2報(R2年3月27日) 34事業者41商品
  - ・ 第3報(R2年6月5日) 35事業者38商品
- 合計99事業者125商品に対し改善要請

※既に全ての商品の表示の改善を確認。その後も継続的な監視を実施し、法に基づく適切な措置を実施。

### 【緊急監視において改善要請を行った主な商品】

- いわゆる健康食品(ビタミンA、ビタミンC、ビタミンD、亜鉛、オリーブ葉エキス、タンポポ茶、マヌカハニー、納豆、みかん、ウコン、水素水、乳酸菌、黒ニンニク、海藻フコダイン、あおさ海苔、コーヒーポリフェノール、茶ポリフェノール、茶カテキン等)
- マイナスイオン発生器、イオン空気清浄機
- 空間除菌剤(首下げ型、据置型)、除菌・抗菌スプレー(アミノ酸、光触媒等)、アロマオイル

## 2 景品表示法の観点からの再発防止等の指導

- ・ マスクのおとり広告を行っていた2事業者(R2年3月27日)
- ・ 携帯型(首下げタイプ)の空間除菌用品を販売していた5事業者(R2年5月15日)
- ・ 抗体検査キットを販売していた6事業者(R2年12月25日)

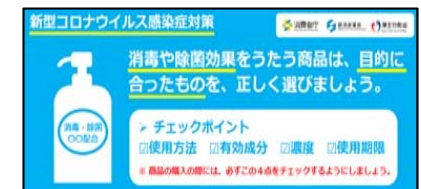
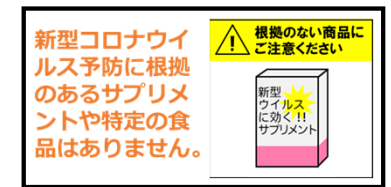
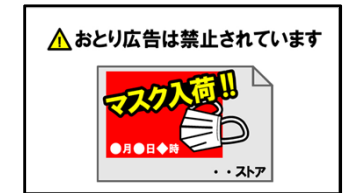
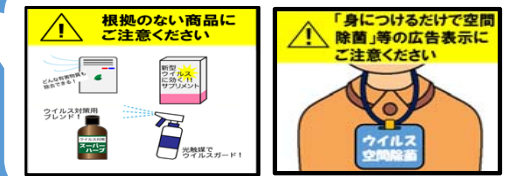
## 3 景品表示法違反として措置命令

- ・ 表示していたアルコール濃度よりも濃度が大幅に下回っていた手指用洗浄ジェルを販売していた1事業者(R2年5月19日)、アルコールスプレーを販売していた1事業者(R2年12月9日)
- ・ 表示していた有効塩素濃度よりも濃度が大幅に下回っていた次亜塩素酸水を販売していた6事業者(R2年12月9日)
- ・ 携帯型の空間除菌用品・空気清浄用品を販売していた4事業者(R2年8月28日、同12月22日、R3年1月15日)

## 4 その他注意喚起等

- ・ 厚労省・経産省と合同で、新型コロナウイルス消毒・除菌方法取りまとめ公表(R2年6月29日)
- ・ 消毒・除菌商品の購入や使用上の注意点を取りまとめ公表(R2年7月1日)

### SNS等を通じた消費者への注意喚起 (Twitter, Facebook, LoINE)



# インターネット等における健康食品等虚偽誇大広告の監視業務

## 事業概要・目的・必要性

- 健康・予防意識の高まりといったニーズの多様化が進む一方で、少子高齢化の進展により、健康食品が広く普及する中、虚偽・誇大な表示や広告が見受けられる。このため関係機関が連携して厳正な取締りを実施しているものの、不適正表示はあとを絶たない状況にある。
- いわゆる健康食品等を販売するインターネットサイトから、改善の必要な虚偽・誇大の疑いのある広告を含むサイトの抽出事務の請負を実施。
- 平成27年度から同制度に機能性表示食品が追加され、不適正表示が拡大する可能性がある。

## 事業イメージ・具体例

### 〔事業内容〕

- 改善の必要な虚偽・誇大の疑いのある広告を含むサイトの抽出
- 改善を要するサイトから、健康の保持増進効果に関して専門的な知見を有する者（健康食品アドバイザーリースタッフ等）による違反の蓋然性の高いものを選定
- 改善要請事務の代行

### （参考）

#### 健康食品アドバイザーリースタッフ

厚生労働省の審議会の提言を受け、平成14年2月、厚生労働省は、「保健機能食品やその他いわゆる健康食品について、正しい情報を提供し、身近で気軽に相談できる人材を養成する。」との目的にそって民間団体が保健機能食品等に係るアドバイザーリースタッフの養成の基本的考え方を通知し、民間5団体において、育成されている。

## 過去の実績

### ○インターネットにおける健康食品の広告への改善要請（事業者数）

平成25年度	平成26年度	平成27年度
210	84	400
平成28年度	平成29年度	平成30年度
336	381	274
令和元年度	令和2年度	
278	205	

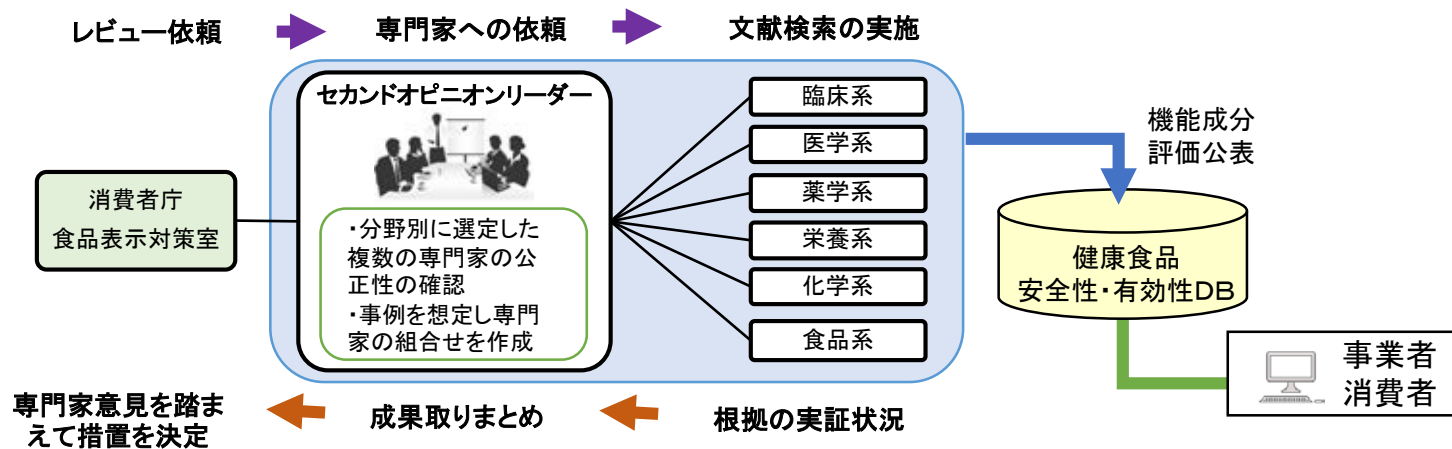
※ 令和2年度は、4月～9月の実績である。

## 期待される効果

- 虚偽又は誇大と思われる広告や不当表示の恐れのある宣伝から、違反の蓋然性の高いものを選定することで、迅速な違反行為の是正が図られるほか、類似の行為を行う事業者への抑止効果が期待される。

## 健康食品の機能性等に係るエビデンスのセカンドオピニオン事業

- 個別事案に応じて、各専門分野の専門家を複数選定し、迅速に適切なレビューを実施するためのセカンドオピニオンリーダーを担う中立公正な団体に、当該事業を委託する。
- 健康食品の安全性・有効性データベースを用いた国民への情報のフィードバック(アウトカム)。



## セカンドオピニオン事業 素材情報データベース更新一覧

【令和2年度:60件・2月末実績まで】

	更新日	素材名	分類
1	4月	α-グリセルホスホルコリン (α-GPC)	見直し
2		インゲンマメ	見直し
3		サクラソウ	新規
4		アロエ由来ロフェノール、アロエ由来シクロアルタノール	見直し
5		牡蠣肉抽出上清由来3,5-dihydroxy-4-methoxybenzyl alcohol	見直し
6	5月	酵素	見直し
7		珪素	見直し
8		フコイダン	見直し
9		スクワレン・スクワラン (鮫)	見直し
10		オリーブ葉エキス	見直し
11		ジャワショウガ	新規
12	6月	タンポポ茶	見直し
13		希少糖含有シロップ由来希少糖 (ブシコース、ソルボース、タガトース、アロース)	新規
14		キャツクローエキス	見直し
15		マカエキス	見直し
16		青汁	見直し
17	7月	プロテオグリカン	見直し
18		ローヤルゼリー	見直し
19		プロポリス	見直し
20		ノコギリヤシ	見直し
21		サラシア属植物	見直し
22	8月	スピルリナ	見直し
23		桑の葉由来イミノシュガー、キトサン、茶花サポニン	-
24		鶏冠由来ヒアルロン酸Na	新規
25		魚うろこ由来コラーゲンポリペプチド	見直し
26		コラーゲントリペプチド(GPHyp)	見直し
27		大豆ペプチド	見直し
28	9月	S-アリルシステイン、アルギニン (熟成にんにくエキス)	見直し
29		カルノシン	新規
30		アンセリン、カルノシン	見直し
31		アントロキノール	新規
32		ジオスゲニン	新規
33		トレハロース	見直し
34	10月	マスリン酸	見直し
35		マッシュルーム由来ポリフェノール	見直し
36		マルトビオン酸Ca	新規

	更新日	素材名	分類
37	10月	ロダンテノンB	新規
38		赤シソ由来ロスマリン酸	見直し
39		赤パプリカ由来キサントフィル	見直し
40	11月	清酒酵母	新規
41		クリルオイル由来EPA、DHA	見直し
42		ピセアタンノール	新規
43		フラクトオリゴ糖	見直し
44		小麦ブラン由来アラビノキシラン	見直し
45		海苔オリゴペプチド	新規
46	12月	ヒュウガトウキ抽出物 (YN-1 (イソエポキシプリテキシン)、イソプテリキシン)	見直し
47		SOD (スーパーオキシドジスムターゼ)	新規
48		アルギン酸Ca	新規
49		β-ニコチンアミドモノヌクレオチド (NMN)	新規
50		クレアチンモノヒドレート	見直し
51		BCAA	新規
52	1月	テフ (果実)	新規
53		サフラン抽出物 (クロシン、サフラナール)	見直し
54		ニコチンアミドリボシドクロライド	新規
55		納豆菌由来ナットウキナーゼ	見直し
56		ラクトノナデカペプチド	新規
57	2月	ヒドロキシクエン酸	見直し
58		チア・チアシード	見直し
59		パイナップル	新規
60		軟骨	新規
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69			
70			
71			
72			

令和2年4月10日

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準  
の弾力的運用について

消費者庁は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が国内外の食料品のサプライチェーンに深刻な影響を及ぼしつつあることを受け、一般消費者の需要に即した食品の生産体制を確保する観点から、農林水産省及び厚生労働省と連名で、健康被害を防止することが重要なアレルギー表示や消費期限等を除き、食品表示法第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準の規定を弾力的に運用する旨を、令和2年4月10日に関係機関に通知しました。

今回の運用は、食品の生産及び流通の円滑化を図るために講じるものであり、消費者を欺瞞<sup>ぎまん</sup>するような悪質な違反に対しては、これまでどおり厳正な取締りを行います。

<添付資料>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について

本件に対する問合せ先

消費者庁表示対策課食品表示対策室

担当者：宮本、伊藤

TEL：03-3507-8800（内線2612）

直通：03-3507-9144

消表対第691号  
2消安第217号  
健が発0410第1号  
令和2年4月10日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 食品表示主管部（局）長 殿

消費者庁表示対策課長  
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長  
厚生労働省健康局がん・疾病対策課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく  
食品表示基準の運用について

食品表示法（平成25年法律第70号）においては、食品表示の適正の確保のため、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）が定められているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が国内外の食料品のサプライチェーンに深刻な影響を及ぼしつつあることに伴い、食品原材料又は添加物（以下「原材料等」という。）の供給停滞により、原材料等の切替えを検討している食品関連事業者が容器包装の資材変更に即時対応できず生産が滞るなど、食品の生産及び流通の円滑化に支障が生じることが危惧されています。

このように、新型コロナウイルス感染症の拡大が社会的、経済的活動に影響を及ぼしている現状において、一般消費者の需要に即した食品の生産体制を確保する観点から、食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号）第1条に定める事項を除き、食品表示基準に基づき容器包装に表記された原材料等、原料原産地又は栄養成分の量などの表示事項と実際に使用されている原材料等、その原料原産地又は当該原材料等から得られる栄養成分の量などの表示事項に齟齬がある場合であっても、一般消費者に対して、店舗等内の告知、社告、ウェブサイトの掲示等により当該食品の適正な原材料等その他の情報が適時適切に伝達されている場合にあっては、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととしますので、適切な対応をお願いします。



また、本通知に便乗した、一般消費者を欺瞞<sup>ぎまん</sup>するような悪質な違反についての取締りを排除するものではないことを申し添えます。

なお、本通知をもって、「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中国産輸入原材料の供給不足を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」(令和2年3月3日付け消表対第351号・元消安第5568号)は、廃止します。

(参考) 「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」(令和2年4月10日)に関するQ&A

(問1) 本通知における食品表示基準の弾力的運用の対象は、表示事項であって、原材料、添加物、原料原産地又は栄養成分の量に限るとの考え方でよいか。

(答)

本通知は、原材料等の切替えを検討している食品関連事業者が容器包装の資材変更に即時対応できず生産が滞るなど、食品の生産及び流通の円滑化に支障が生じることが危惧されていることを背景とし、食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項を定める内閣府令(平成27年内閣府令第11号)第1条に定める事項を除くことから、基本的には、食品原材料又は添加物(以下「原材料等」という。)など、いわゆる品質事項が本運用の対象となる。

ただし、食品関連事業者が、やむを得ずに行った原材料等の切替えや製造所の変更により、容器包装に表記された原材料等のみならず、原料原産地、栄養成分の量、製造所又は加工所の所在地等について、実際の原材料等などとの間に齟齬が生じる場合があることから、その場合には、当該原料原産地、栄養成分の量、製造所又は加工所の所在地などの表示事項も本運用の対象となる。

(問2) 原料原産地に関しては、原材料が輸入品の場合に限られるのか。

(答)

本通知は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が国内外の食品のサプライチェーンに深刻な影響を及ぼしつつあることを背景としていることから、原材料が国産又は輸入品の場合、原材料が生鮮食品又は加工食品の場合のいずれの場合も本運用の対象となる。

(問3) 原材料等の切替えを行った場合には、栄養成分表示に関して、必ず「原材料等の変更により栄養成分の量に誤差が生じる可能性がある」旨伝達しなければならないのか。

(答)

やむを得ず原材料等の切替えを行った場合に、表示されている熱量及び栄養成分の量が許容差の範囲に入る場合には、「原材料等の変更により栄養成分の量に誤差が生じる可能性がある」旨の伝達を行わなくとも問題ない。

しかしながら、「合理的な推定により得られた一定の値」を表示している場合又は実施した成分分析結果に基づいて表示している場合のいずれであっても、やむを得ずに行った原材料等の切替えによって、表示されている熱量や栄養成分の量の妥当性が不

明となる場合には、「原材料等の変更により栄養成分の量に誤差が生じる可能性がある」旨の情報の伝達をお願いする。

(問4) 本通知に便乗した悪質な違反を確認した場合には、どのような対応を行えばよいのか。

(答)

本通知は

- ① 国内外における原材料等の供給停滞に伴い、食品関連事業者が、やむを得ずに行った原材料等の切替えにより、容器包装の資材の変更に対応できないなどの事情がある場合に限り
- ② 一般消費者に対して、店舗等内の告知、社告、ウェブサイトの掲示等により、当該食品に実際に使用された原材料等、その原料原産地又は当該原材料等から得られる栄養成分の量などを適時適切に伝達することを条件として
- ③ 容器包装に表記された原材料等などの内容と実際に使用された原材料等などの内容に齟齬がある場合であっても、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないことを知らせるものであり、本運用から除外した、食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項を定める内閣府令第1条に定める事項が、当該食品の容器包装に適正に表示されていない場合のほか、上記②の情報伝達が適時適切に行われていない場合などを含め、一般消費者を欺瞞<sup>きまん</sup>するような悪質な違反についての取締りを排除するものではない。

このため、悪質な違反については、引き続き、関係機関とも連携した厳正な取締りを行うようお願いする。

令和2年7月7日

令和2年7月3日からの大雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的運用について

消費者庁は、災害救助法の適用を受けた被災地において、農林水産省及び厚生労働省と連名で、食品表示基準を弾力的に運用する旨を令和2年7月7日に関係機関に通知しました。

なお、特にアレルギー表示及び消費期限については、被災者の方々の食事による健康被害を防止することが何より重要なため、これまでどおり、取締りの対象となります。

<添付資料>

- ・ 令和2年7月3日からの大雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について

本件に対する問合せ先

消費者庁表示対策課食品表示対策室

担当者：宮本、伊藤

TEL：03-3507-8800（内線2612）

直通：03-3507-9144

農林水産省消費・安全局

消費者行政・食育課

担当者：福田、加藤

TEL：03-3502-8111（内線4630）

直通：03-6744-1703

厚生労働省健康局

がん・疾病対策課

担当者：伊藤、久下

TEL：03-5253-1111（内線2359）

消表対第1026号  
2消安第1658号  
健が発0707第1号  
令和2年7月7日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 食品表示主管部（局）長 殿

消費者庁表示対策課長  
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長  
厚生労働省健康局がん・疾病対策課長  
(公印省略)

### 令和2年7月3日から的大雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について

食品表示法（平成25年法律第70号）においては、食品表示の適正の確保のため、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）が定められているところです。

一方で、令和2年7月3日から的大雨による被害により、被災地への食料の円滑な供給が重要な課題となっていることを踏まえ、引き続き適正な食品表示がなされていることが重要ではあるものの、食品の譲渡・販売の態様等を総合的に勘案し、食品の安全性に係る情報伝達について十分な配慮がなされていると判断されるとともに、消費者の誤認を招くような表示をしていない場合には、令和2年7月3日から的大雨に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた被災地において、譲渡又は販売される食品については、必ずしも食品表示基準に基づく義務表示事項の全てが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととしますので、適切な対応をお願いします。

なお、アレルギー表示及び消費期限については、被災者の方々の食事による健康被害を防止することが何より重要であるため、従来どおり個々の容器包装に表示する必要があることから、これまでどおり、取締りの対象となりますので、適切な対応をお願いします。

(参考)「令和2年7月3日からの大雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」(令和2年7月7日)に関するQ & A

(問1) アレルギー及び消費期限以外の表示事項について取締りの対象としない場合でも、消費者の食品選択上、情報は消費者に提供される必要があるのではないかと。

(答)

食品表示基準に基づく表示事項が容器包装に記載されていない食品を被災地で譲渡・販売する場合にも、アレルギー表示及び消費期限については、従来どおり個々の容器包装に表示する必要がある。その他の義務表示事項についても、食品を入れるダンボール等の梱包資材に、食品表示基準に規定される表示事項が記載された紙を貼り付け、梱包資材の中の食品の個数相当の数の表示事項が記載された紙をその梱包資材に入れたり、食品に近接したPOPや掲示により、消費者に提供されることが望ましい。事業者から問合せがあった場合には、その旨御指導いただきたい。

また、賞味期限については、多くの業務用加工食品において、容器包装に表示されている状況もあり、可能な限り個別に表示するよう御指導いただきたい。

なお、消費期限及び賞味期限については、未開封の状態適切に保管されていることを前提としていることに鑑み、食品を適切に保管することが困難な避難所等においては、開封後の食品は、食べ残しを保管せず、適切な喫食方法で、速やかに消費するよう御指導いただきたい。

(問2) 被災地とは具体的にどの地域としているのか。

(答)

令和2年7月3日からの大雨で被災した2県8市7町5村については、令和2年7月6日までに災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けたところである。

本通知における被災地は、同法の適用を受けた2県内全20市町村としている。

なお、今後、2県内全20市町村以外で新たに同法の適用があった場合は、その地域も含むこととなる。

(問3) 本通知に便乗した悪質な違反を確認した場合にはどのような対応を行えばよいのか。

(答)

本通知においては、消費者の誤認を招くような表示をしていない場合に、被災地において譲渡又は販売される食品について、必ずしも義務表示事項の全てが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないことを規定したものであり、消費者の誤認を招くような悪質な違反についての取締りを排除するものではない。悪質な違反については、引き続き、関係機関とも連携した取締りを行うようお願いする。

事務連絡  
令和2年7月7日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 食品表示主管部（局） 御中

消費者庁表示対策課

### 食品表示基準の弾力的運用を踏まえた周知チラシについて

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、「令和2年7月3日からの大雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」（令和2年7月7日付け。以下「3省連名通知」という。）を関係地方公共団体に通知したところです。

被災地に食品を円滑に流通させつつ、アレルギー疾患をお持ちの方の健康被害を防止するため、3省連名通知の趣旨を避難所の管理者に徹底する必要があるとあり、別添のチラシを作成しました。

つきましては、本チラシを管内全避難所の管理者への周知に御活用ください。

また、本チラシの配布を契機として、地区保健所を含めた各部局へ事業者や被災者等から問合せがある場合には、御対応のほど、よろしく申し上げます。

なお、本来、当庁において可能なことはすべきものとする一方、可及的速やかに避難所に配布する必要があることから、お忙しいこととは存じますが、貴部局において、下記の2項目の実施について、特段の御配慮をお願いします。

### 記

- 1 貴部局から、安全性に関する表示事項についての問合せ先名称及び連絡先並びに品質に関する表示事項についての問合せ先名称及び連絡先を記載の上、地区保健所へのチラシの電子媒体の送付
- 2 地区保健所において、印刷の上、避難所への送付（配布）

お問い合わせ 消費者庁 表示対策課 食品表示対策室 宮本、伊藤 電話：03-3507-9144
--

## 食品を支給・販売する場合の表示に 気をつけてください！！

- このたび、令和2年7月3日からの大雨による被害を受けられた地域に限り、被災地への食品の円滑な供給を図るため、食品の表示ルールの弾力的な運用をしています。
- このため、表示事項の記載のない食品が流通する場合があります。
- **アレルギー**や**消費期限**については、従来どおり表示されます。

表示のない食品を提供する場合は、次のことに十分気をつけてください。

- ・ アレルゲンを含むかどうか不明な場合は、アレルギー疾患を有する被災者の方に渡さないでください。
- ・ 期限表示が不明な場合は、長期保存をさけ、早めに食べるようにしてください。開封後の食品は、食べ残しを保管せず、適切な喫食方法で、速やかに消費してください。
- ・ 乳児用液体ミルクについては、必要な情報を適切に提供してください。また、開封後の飲み残しを保管しないでください。

### 〔問合せ先〕

#### ○安全性に関する表示事項

(名称、添加物、消費期限、賞味期限、保存方法、アレルギー等)

○○県○○課(○○-○○○○-○○○○)

○○保健所(○○-○○○○-○○○○)

○○保健所(○○-○○○○-○○○○)

○○保健所(○○-○○○○-○○○○)

#### ○品質に関する表示事項

(名称、原材料名、内容量、産地等)

○○安全推進課(○○-○○○○-○○○○)

○○消費者センター(○○-○○○○-○○○○)

\* ○○の部分には、該当の府県名、担当課、保健所名、問合せ先等が入ります。

〔消費者庁、農林水産省、厚生労働省〕



令和2年度全国生活衛生・  
食品安全関係主管課長会議資料

消費者庁食品表示企画課

消食表第80号  
令和3年2月26日

各 

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長
---------------------------

 殿

消費者庁次長  
(公印省略)

食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について

「食品表示法の一部を改正する法律」(平成30年法律第97号)、「食品表示法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(令和元年政令第125号)及び「食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令」(令和2年内閣府令第8号)が令和3年6月1日に施行されます。

これに伴い、別添のとおり「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出」を新たに定めましたので、関係部局や貴管内食品関連事業者等に対する周知徹底を始め、その運用に遺漏なきよう取り計らいをお願いします。

また、食品表示法(平成25年法律第70号)違反等の食品について、食品衛生上の問題がなく、かつ表示の是正をすることが可能な場合においては、表示の是正を行った上で、食品としての利用を図るなど、過剰な回収による食品ロスにつながらないよう、併せて食品関連事業者等へ助言をお願いします。

なお、別添の通知内での法令の各条項については、令和3年6月1日時点のものであることに御留意をお願いします。

(連絡先) 消費者庁食品表示企画課 一条、高橋、坊、村松 TEL : 03-3507-9222 (直通) FAX : 03-3507-9292
---

食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出

第1 食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出の対象等

届出の対象は、食品表示法（平成25年法律第70号。以下「法」という。）第10条の2第1項に定めるとおり、食品関連事業者等が、食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号。以下「6条8項府令」という。）で定める事項について、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に従った表示がされていない食品の販売をした場合において、自ら当該食品を回収した場合とする。なお、消費期限及び賞味期限を超過した食品であっても、同様に自ら当該食品を回収した場合、届出を要することに留意すること。

また、食品関連事業者等が、食品の自主回収の届出を既に行っている場合であっても、当該食品による消費者の生命又は身体に対する危害が報告されている場合には、当該食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市（法第15条第5項に規定する保健所を設置する市をいう。）又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）は、法第6条第8項の規定に基づき、回収等の命令の措置を検討すること。

なお、法第10条の2第1項の規定によらないものの、アレルギーのうち「特定原材料に準ずるもの」の表示不備を理由として食品関連事業者等が自主回収を行った場合、当該食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、消費者の生命又は身体に対する危害の発生防止の観点から、当該食品関連事業者等に対し、積極的な届出を促すこと。

第2 法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出を要しない場合

- 1 法第10条の2第1項に定めるとおり、6条8項府令第4条で規定する

「食品の販売の相手方(消費者を含む。)が特定されている場合であって、当該食品の販売をした食品関連事業者等が当該販売の相手方に直ちに連絡することにより、当該食品が摂取されていないこと及び摂取されるおそれがないことが確認されたとき」に該当する場合は、届出を要しない。具体的な事案は以下のとおり。

- (1) 地域の食品製造事業者が、同一地区の個人経営の小売店に消費期限を付していない食品を販売したが、当該製造事業者から当該小売店に連絡を行い、当該小売店が消費者への販売前に販売を取りやめた場合であって、かつ、当該小売店の職員の摂取についても想定されないとき。
  - (2) 地域の個人経営の小売店が連絡先を知っている消費者に消費期限を付していない食品を販売したが、直ちに当該消費者に連絡し、当該消費者が当該食品を返品するなどして摂取が想定されないとき。
- 2 6条8項府令で定める事項に係る違反に該当しない場合は届出を要しない。具体的な事案は以下のとおり。
- (1) 生食用と表示する予定であった魚介類等の食品に加熱加工用と表示した場合
  - (2) 保存温度を本来表示する温度よりも低く表示した場合
  - (3) 期限表示を本来表示する期限よりも短く表示した場合
  - (4) その他食品表示基準第9条、第14条、第17条、第23条、第28条、第31条、第36条又は第39条の規定に抵触する可能性はあるものの、6条8項府令で定める事項の違反とはならない場合

### 第3 食品の自主回収の届出事項等

#### 1 食品の自主回収の届出事項

食品関連事業者等は、食品の自主回収に着手した後、遅滞なく、以下に掲げる事項を食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ること。

なお、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第58条第1項の規定に基づく食品の自主回収報告の届出先は、食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に限られておらず、届出先が異なる場合があることに留意すること。

- (1) 食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
- (2) 食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場

合には当該者の氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

- (3) 当該食品の商品名及び名称、当該食品に関する表示の内容その他の当該食品を特定するために必要な事項
- (4) 当該食品が法第 10 条の 2 第 1 項に該当すると判断した理由
- (5) 当該食品の回収に着手した時点において判明している販売先、販売先ごとの販売日及び販売数量
- (6) 当該食品の回収に着手した年月日
- (7) 当該食品の回収の方法
- (8) 当該食品が摂取されたことに起因する消費者の生命又は身体に対する危害の発生の有無

## 2 届出事項の変更等に関する届出

食品関連事業者等は、第 3 の 1 に掲げる事項に変更があったとき、又は食品の自主回収が終了したとき（当該食品関連事業者等が食品の自主回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合にあっては、自主回収が終了したことを確認したとき）は、遅滞なく、その旨を食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ること。

## 3 届出の方法

- (1) 食品の自主回収の届出に当たっては、食品衛生法第 58 条第 1 項の規定に基づく届出と同様に、厚生労働省の電子申請システム（食品表示法については現在、開発中。委細に関しては別途行う通知を参照。）の活用を推奨すること。

なお、電子申請システムを使用せず届出をする場合にあっては、「食品等の自主回収届出等に関する様式及び記載要領について」（令和 2 年 8 月 3 日付け薬生食監発 0803 第 2 号）の別添 1 を使用すること。

- (2) 食品関連事業者等は、「特定保健用食品を摂取する上での注意事項」、「機能性表示食品を摂取する上での注意事項」又は「栄養機能食品を摂取する上での注意事項」の表示違反に係る自主回収の届出は、消費者庁長官に直接行うこと。また、特別区の区長に報告を行うこととされている届出のうち、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 2 項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。）に係るものについても、消費者庁長官へ直接届出を行うこと。

なお、上記以外についても特に必要と認められる場合にあっては、消費者庁長官へ直接届出を行うことができる。

#### 第4 都道府県知事による報告

1 都道府県知事は、食品関連事業者等から、法第10条の2第1項の規定による届出を受けた場合には、第3の1に掲げる事項に加えて、以下に掲げる事項を消費者庁長官に報告すること。

- (1) 6条8項府令第5条第2項による届出を受けた場合にはその旨
- (2) 6条8項府令第5条第3項による届出を受けた場合にはその旨
- (3) 法第8条第1項の規定による報告を求めた場合にはその旨及びその報告の内容
- (4) その他参考となる事項

2 上記の報告を行う際には、以下の2分類に区分した上で消費者庁長官へ報告すること。

分類	対象となる食品	対象となる表示事項
CLASS I	喫食により直ちに消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性が高いもの	6条8項府令で定める事項のうち、アレルギー（特定原材料に準ずる品目も含む。）、及びL-フェニルアラニン化合物を含む旨に関する表示
CLASS II	喫食により消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性があるものであってCLASS Iに分類されないもの	6条8項府令で定める事項に該当する表示のうちCLASS Iの対象となる表示事項を除いたもの

なお、CLASS IIに該当する食品を自主回収した案件であっても、健康危害が生じていることを確認した場合は、CLASS Iとして報告するとともに、健康危害を拡大させないように法第6条第8項に基づく回収命令等の必要な措置を検討すること。

#### 第5 経過措置等

法第10条の2の規定は、令和3年6月1日以降に着手される、同条に規定する食品の自主回収に適用すること。

なお、施行日前に食品関連事業者等が着手している食品の自主回収であっても、当該食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、当該食品関連事業者等に対して電子申請システム等を利用した情報提供を促し、消費者に対して安全情報の提供に努めること。

## 第6 その他

- 1 6条8項府令第1条に定められていない事項の食品表示基準違反に係る食品の自主回収については、法第10条の2第1項の規定に基づく届出義務はないが、食品関連事業者等が任意で届出を行う場合は、食品関連事業者等は、第3の3(1)に準じて消費者庁長官へ直接届出を行うことができる。
  
- 2 国又は都道府県知事が受け付けた届出(法第10条の2第1項の規定による届出以外の自主回収の届出を含む。)は、全て電子申請システムにより公表する。なお、電子申請システムにより公表を行った場合であっても、都道府県知事が別途公表を行うことは妨げない。
  
- 3 食品関連事業者等は、食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)の主旨に鑑み、店頭における食品について、表示の是正等、自主回収以外の適切な対応を行い、また、自主回収した食品であっても、食品衛生上の問題がなく、かつ表示の是正をすることが可能な場合は、食品の有効活用を行い、ひいては過剰な食品ロスとならないように努めること。